

仕 様 書

1 件 名

使用済食用油売却（単価契約）

2 期 間

令和7年4月21日から令和8年3月31日まで

3 売却物及び売却予定量

(1) 稲口調理場、東部第1調理場及び東部第2調理場から排出される食用油廃油
年間売却予定量 約 21,500 L

(2) 勝川北部、柏原西、柏原、小野、味美、大手、第三、出川、神領、前並、松原、坂下南、玉川、桃山、高座、藤山台、岩成台及び牛山の各保育園調理室から排出される食用廃油

年間売却予定量 約 2,500 L

※年間売却予定量は、過去の売却量から算出したものであり、実際の売却量は予定量よりも増加又は減少する場合がある。

4 搬出方法

公益財団法人春日井市食育推進給食会（以下「給食会」という。）の指定した日までに食用廃油を搬出する。（調理場は1調理場あたり月1回程度、保育園調理室は1園あたり年4回程度）

調理場は使用済油を貯めておくタンク（稲口は250L程度、東部第1、東部第2は720L程度）があり、タンクから回収する形態となります。

保育園調理室は、1斗缶が3～4缶程度貯まると回収を依頼します。

5 計量及び報告

給食会から買い受けた量は、回収実績表により給食会に報告し、確認を受けなければならない。

6 売買代金の支払い

給食会が発行する請求書に従って、定められた期限までに売買代金を支払わなければならない。なお振込手数料は貴社で支払うものとする。

7 適正な循環的利用

買い取った食用廃油は、バイオディーゼル燃料、家畜用飼料添加物、石鹼の原料等にリサイクル処理しなければならない。

8 関係書類の提出

事業所用食用油廃油の精製処理に必要な処理業の許可書等の関係書類を給食会に

提出しなければならない。

9 廃油回収方法

タンク、一斗缶又は業者の用意した容器に入っているものを回収

1週間に一度業者の指定する曜日に回収